主 文 原判決を破棄する。 被告人を免訴する。

弁護人三橋毅一の控訴趣意は、記録に編綴されている同弁護人提出の控訴趣意書 記載のとおりであるからこれを引用する。

同控訴趣意(法令の解釈を誤つた違法)について、

論旨は、本件において、被告人は昭和二十五年一月十六日から同月三十一日迄に、従来の外国人登録証明書を居住地の市町村長に返還して、あらたに登録書の交付を申請しなければならないのに、これをしなかつたとして有罪判決の言渡を受けたところ、すでに昭和二十九年十二月二日山口地方裁判所下関支部においての音気である昭和二十七年四月二十八日より同二十九年七月十四日迄居住地の市村長に対し、登録証明書の再交付の申請をしなかつたとの事実により処罰されて当長に対し、登録証明書の英付を受けている関係にあるので、該判決は当然に本件のを記事実をも包含するものと解すべきであるから、右確定判決の既判力は本件の事実に及び、従つて本件公訴事実については免訴の言渡がなされなければならないと主張するにある。

一よって、記録を調査すると、被告人は本邦に在留する外国人(朝鮮人)でのである。 で会に、で会に、で会に、できるが、できるが、できるが、できるが、できる。 のであるが、できるでは、できる。 のであるが、できるでは、できる。 のであるが、できる。 のである。 のであるが、できる。 のであるが、できる。 のである。 のである。 のである。 のである。 のである。 のでは、 のである。 のでは、 のである。 のでは、 のでいる。 のでい

そこで先ず、前記下関支部の判決について考察すると、同判決の確定するところは、被告人に前示のとおり外国人登録法施行後において、従前の登録証明書を紛失していながら、その再交付の申請をしなかつた所為があり、これが同法第七条に該当するというのであつて、被告人が当初交付を受けていた登録証明書を紛失していたこと、同法施行後に第七条所定の再交付の申請をしなかつたことは前示のとおりであるから、一応同条の構成要件を充足するものということができる。

(要旨第一)しいに、同法第七条第一項の外国人は紛失、盗難又は滅失に因り登録証明書を失った場合には、その事実を〈/要旨第一〉知ったときから十四日以内に、その居住地の市町村の長に対し、所定の書類等を提出し、登録証明書の再交付を申請を出し、従前交付の登録証明書を紛失等に因り失った場合に、その登録証明書を紛失等に因ります。その登録証明書の存在を前提とし、従前交付の対象がなお存続する限り、これに代わる登録証明書の交付を申請すると義務があるとを定されたものであって、既に失効した登録証明書で、その義務を国し、右再交付申請表のは、分登録証明書を携帯せしめその管理の適正を期すると共に紛失等のとするをは第一項の申請があった場合には、当該登録証明書の紛失、盗難、又は滅失があると、これを記述の申請があった場合には、当該登録証明書を再交付する登録証明書を表記のよる旨、また第七項において、第三項の規定により再交付する登録証明書についた。

いては、紛失、盗難又は滅失に因り失った登録証明書の交付の日をもつてその交付の日とするとところに徴するも、有効なる明書の紛力をを前しているに拘らずると明確であって、失われた従前の登録証明書の別力を全く意味であるといるに拘らず、こればならない。登録証明書のを告しているない。登録証明書の別とととは明書ののとは、所定の期間のというであるが、一次の理解を表示の場合が、一次の事情を表示では、一次の事情を表示では、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次のでは、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次ののには、一次の判示する。

て公訴が提起されているに過ぎないから、右確定判決の認定した事実と本件公訴事実とは、これを刑法的見地に立つて観察すれば、その基礎をなす基本的事実そのものは同一性を有し、本件事案は、さきの下関支部判決により確定された事実と同一事件たる範囲に属し、同判決で訴因とされなかつた切替不申請の点を訴因として起訴されたものと認められる。

「会員第二〉右のごとく、外国人の登録を受け、その登録証明書の交付を受けている者が、昭和二十四年政令第三八一号〈/要旨第二〉附則第二項所定の期間内にあらたに登録証明書の交付を申請しなかつた場合に、しかも従前の登録証明書を紛失していながら、昭和二十七年法律第一二五号外国人登録法第七条所定の再交付の申請をしなかつたものとして、再交付不申請について有罪の確定判決を経たときは、前に成立したところの、あらたに登録証明書の交付を申請しなかつた事実について公訴の提起があつても、右確定判決の既判力は、後に審判される右の事実について当然に及び、これに対し重ねて処断することはできないものと解すべきである。

それ故、被告人に対する本件公訴事実に対し、前記下関支部の判決の既判力が及ぶものと認め、本件公訴事実については、すでに確定判決を経たものとして、免訴の言渡をなすべきであり、原判決が右と見解を異にし、被告人に対し有罪の判決を言渡したのは、法令の解釈、適用を誤つたものというのほかなく、右の誤りは判決に影響を及ぼすこと明らかであるから、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。

い。 そこで、当裁判所は刑事訴訟法第三百九十七条、第三百八十条に則り、原判決を 破棄し、同法第四百条但書に則り、更に裁判をすることとする。

本件公訴事実は既に確定判決を経た場合に該当するから、同法第四百四条、第三百三十七条第一号により、被告人に免訴の言渡をなすべきものとする。

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 下川久市 裁判官 柳原幸雄 裁判官 岡林次郎)